

# 北海道カーボン・アクション・フォーラム会則

## 第1条 名称

本会は、北海道カーボン・アクション・フォーラム（以下「本会」という。）と称する。

## 第2条 目的

カーボン・オフセットの取組を一体的に普及推進し、森林やバイオマスなどの多様な資源が豊富に存在する本道の優位性を活かしながら、カーボン・アクションを加速することによって、北海道らしい地球温暖化対策を推進することを目的とする。

## 第3条 定義

カーボン・アクションとは、自らが温室効果ガスの排出量を認識・削減努力を行い、削減が困難な部分の排出量を他の場所での排出削減・吸収量等（クレジット）の購入等により埋め合わせする取組、及び国内のクレジット制度等に基づく自主的な温室効果ガス削減・吸収プロジェクトによるクレジットを創出する取組のことをいう。

## 第4条 構成

本会は、次に掲げる者をもって構成する（以下、「団体等」という）。

- ① 本会に参加を希望する企業、団体及び行政機関
- ② 本会に参加を希望する個人
- ③ 本会に関連する学識を有する者

## 第5条 会員

- (1) 本会に参加を希望する団体等は、別紙様式1によりを事務局に提出することにより会員に登録するものとする。また、退会しようとする団体等は、別紙様式2を事務局に提出することにより、任意に退会することができる。
- (2) 本会の会員は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、カーボン・アクションについて自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- (3) 本会の会費は、無料とする。

## 第6条 活動内容

本会は、道内におけるカーボン・アクションを推進するため、以下の活動を行う。

- ① カーボン・アクションの一体的な普及、情報発信
- ② カーボン・アクションに関する情報交換・意見交換
- ③ カーボン・アクションの一体的な相談支援
- ④ カーボン・アクションを促進するための具体的な取組の検討
- ⑤ その他カーボン・アクションを推進するために必要な事項

## 第7条 会長

- (1) 本会を円滑に運営するために、会長1名を置き、運営委員会の決定によりこれを定める。
- (2) 会長は、本会を代表し、本会の活動及び運営を統括する。

## 第8条 運営委員会

- (1) 本会に、その運営に関し必要な事項を協議、決定するため運営委員会を置く。
- (2) 運営委員会は、別に定める委員長及び委員をもって構成する。なお、必要に応じて、運営委員会は委員の追加及び変更ができるものとする。
- (3) 運営委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。
- (4) 運営委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- (5) 運営委員会には、特定の課題を調査・検討するため、委員及びオブザーバーで構成する部会を置くことができる。
- (6) 運営委員会は、必要に応じて、部会から報告を求めることができる。

## 第9条 事務局

本会の事務局は、北海道環境生活部環境局地球温暖化対策室及び財団法人北海道環境財団（北海道地球温暖化防止活動推進センター）が共同で運営する。

## 第10条 その他

この会則に定めるほか、本会に必要な事項は、運営委員会が会長の承認を得て定める。

## 附則

1. 本会は、平成22年11月12日をもって設立する。
2. 第7条（1）の規定による会長は、設立時においては発起人会で決定する。

## 北海道カーボン・アクション・フォーラム 入会申込書

平成 年 月 日

北海道カーボン・アクション・フォーラム事務局 御中

北海道カーボン・アクション・フォーラムの設立趣旨に賛同し、以下のとおり入会を申し込みます。

申請者	住所	〒
	団体名 (個人の場合は氏名)	(ふりがな)
連絡先	住所	〒
	担当部署	
	電話番号	
	ファックス番号	
	電子メールアドレス	
	担当者 職・氏名	

北海道カーボン・アクション・フォーラム 退会届出書

平成 年 月 日

北海道カーボン・アクション・フォーラム事務局 御中

以下のとおり、北海道カーボン・アクション・フォーラムの退会を届け出ます。

申請者	住所	〒
	団体名 (個人の場合は氏名)	(ふりがな)
連絡先	担当部署	
	電話番号	
	担当者 職・氏名	